

## 留学生のアルバイトや日本の就業状況の相互的な改革を目指して

### ◆飲食店などにおける日本人学生を含む現在のアルバイト事情

「閉店のお知らせ」「臨時休業のお知らせ」「営業時間変更のお知らせ」というような張り紙を目にすることがある。それをよく見ると、「アルバイト店員が不足しているため」といった内容が書かれているのである。人気店やチェーン店でも、人手不足で閉店または営業時間の変更を余儀なくされてしまうようだ。

飲食店やコンビニエンスストア、あるいは小売店の労働力不足はあまりにもひどい状態にあり、日本の経済誌などでは大きな話題になっている。

こうした中、日本政府が2008年に発表した「留学生30万人計画」における目標数の達成が近づきつつある。その計画の中では、日本の将来の人口減少に伴う労働力不足の解消ということが目的の一つに挙げられている。もっとも、無制限に外国人労働者を増やせばよいというものではないし、また、留学生30万人計画の中においても「高度の技術力を持つ人材確保」の必要性が特に掲げられており、単純労働者に関するの門戸は依然として狭い状況にある。しかし、実際のところ人材が足りていないのは飲食店やコンビニエンスストアなどであり、その労働力が失われているという現状にある。

これは、何も留学生に限ったことではなく、日本人の学生アルバイトにおいても同じことが言える。ここ数年、就職戦線はバブル期を超える売り手市場と言われるが、実際に株価は上がっているものの、景気、特に景況感が良くなっているわけではない。したがって、新規採用人数が増えているということではなく、就職を希望する学生など「若者の数」自体が減っているために、売り手市場になってしまっているというのが現状なのである。若者の人口が減っているということで、学生アルバイトの人口も当然に減っている。特に、現代の学生には、かつて「3K」といわれた「汚い・きつい・危険」というような職場は敬遠されるばかりか、過保護と潔癖症が増えた現代の若者たちにとって、安い給与で労働させられるようなアルバイトは、あまり環境の良い場所ではない。また、少子化であるうえに親が共働きの場合が多いので、自分が無理をして働かなくてもよいということから、かつての学生のようにアルバイトに精を出さなくなっている。現代の若者たちは夢や欲望を持つことが少なくなってしまうっており、車が欲しいとか飲みに行くというようなことにあまりお金を必要としないために、アルバイトをして稼がなければならないというような労働意欲もそれほど高くないのである。

このため、飲食店など現代の若者から見て、「単純労働で汚い」と思われるような仕事に関してはアルバイトの定着率が低く、仕事に慣れる前に辞めていってしまう。そのうえ、「パワハラ」など現代の社会的な事象があることから厳しく指導することもできず、現場では大変な混乱と労働力不足が生じ、あるいは人数がいたとしても、現代若者気質から戦力にならないというような状況が生まれてしまっているのである。

このように、現在の日本人学生には「無気力」「労働意欲の減退」「過剰な権利の主張」というような状況があり、また少子化進行によって全体の数が少なくなっているということから、その労働力不足の「しわ寄せ」が留学生に来てしまっている。その留学生にも頼れない部分は、冒頭に紹介したように営業時間の変更や臨時休業、場合によっては閉店もやむを得ないというような状況になっているのである。

### ◆留学生によるアルバイト上の注意点

少し前の記録であるが、2017年10月末日時点における外国人労働者数は127万8,670人、外国人を雇用する事業所数は19万4,595カ所、いずれも過去最高を更新した。これは、「就労ビザ」によるもの、「留学生によるアルバイト」として届け出されているものも含まれた数字であるが、このようにしてみると、多くの外国人が日本の国内において働いているということになる。もはや、外国人の就労は珍しいものではないということが言えるのではないか。しかし、日本人が日本で働くのと外国人が日本で働くこととは少し事情が異なるし、また、法律に関しても適用が異なる。当然に、そのことに関して事件になっているケースも少なくない。

今年3月6日、人気ラーメン店の「一蘭」が外国人留学生を不法に就労させたとして、法人としての一蘭及び社長以下7人が入管難民法違反（不法就労助長）などの疑いで書類送検された。大手新聞が報じたところによると、社長らはベトナム人留学生らを入管難民法が定める週28時間を超えて働かせた疑いがある。また社長は、留学生を雇ったのに名前や在留期間などをハローワークに届け出なかった疑いなどもあるという。

この「一蘭」は、例外ではない。4月10日にも、福岡青果市場がやはり入管難民法違反（不法就労助長）の疑いで書類送検されている。食品加工工場でベトナム人留学生31人を法定上限の週28時間を超えて働かせ、不法残留していた7人も就労させた疑いだ。ベトナム人の中には週に85時間働いた留学生もいて、ネットやSNSの上で「あそこは好きだけ働かせてくれる」などと話題になっていたという。福岡青果市場では、「労働がきつく朝が早いために日本人の募集をしても全く集まらなかった。仕事を休むわけにはいかないので仕方なくやった」と容疑を認めているという。

このように、実際には法律を知っていても、労働力不足という状況から留学生を働かせてしまうケースは少なくない。また、会社の人事部や学校などはそのことを十分に承知していても、現場と本人が妥協して週28時間を超えて労働してしまうこともある。現場は仕事に

追われているのであり、仕事が終わらなければ、猫の手ならぬ留学生の手を借りたいのが現状であり、その際には週 28 時間のことなどは頭の中に入っていないことが多い。もちろん、留学生は少しでも働いて生活を楽しみたいのであり、そのことによって勉学に支障がないのであれば問題はないというような判断をしてしまう場合が少なくない。特に繁忙期などにおいては、そのようなことが行われてしまうのであるが、一方で入国管理局などもそのようなときは目を光らせている。その結果、上記のように事件になってしまう場合が少なくないのである。

そして、このように一度検挙されてしまえば、企業側は罰金刑などを含め刑に処せられるばかりか、名前も公表されるなどの不利益を被ることになるし、また留学生も罰せられて「留学ビザの資格外活動の許可の停止」や、悪質と思われた場合には「ビザの停止による強制送還」というような状況もあり得るのである。「バレなければ大丈夫」などという甘い考えで、これらのことを行ってしまうのはいけないし、また学校側も指導が必要であると考えられる。

#### ◆労働力という「需要」と「供給」の不適合の解消を目指して

さて、ここまでは皆さんがご存じの話であると思う。もちろん、全国日本語学校連合会（J a L S A）の皆さんであれば、常に勉強会などにおいて聴いているところであるし、また、留学生に対しても指導を怠っていることはないと思う。

アルバイト留学生の法定労働時間の上限が「週 28 時間」であるということは、「勉学で来ているのであるから、勉学の邪魔になるほどの労働をさせてはならない」というようなことである。もちろん、そのこともよく分かるのであるが、しかし、日本国全般としては「労働人口」と「アルバイトを必要としている企業の募集人数」、つまり「需要」と「供給」とが合っていないという状態になってしまっている。このことは、片方で店舗営業をやりたくても労働者がいないためにそれをすることができないということになり、また数少ない従業員やアルバイトの意欲に甘えて無理な労働をさせてしまったりすると、「パワハラ」「ブラック企業」というように言われてしまうというような問題になってくる。その一方で、働きたいと思っている留学生は、法律の規制で思うように働くことができない。そればかりか、単純労働においては就労ビザが下りない。日本語学校を卒業後に日本でのアルバイトの経験を生かして働こうと思っても、ビザがないので帰国せざるを得ないというような状況になっているのである。

もともと、政策上は日本人の労働人口が余る状態になると、外国人の労働力を増やすということを推奨することもできないのであり、その意味において「技術者など高度人材」に限って就労ビザが下ろされているという現状もあるのだが、しかし、このままでは労働力のアンバランスは変わらないままになる。つまりは、日本の経済が特にサービス業や単純労働の分野で縮小してしまっていて日本の景況感も徐々に悪化することになるし、また、「日本で働きたい」という「日本を好きな外国人」が「日本に不満をもってしまい帰国する」という悪循環

環に陥ってしまうのではないか。

こうした現状を打破するためには、政策を変えてゆくしかないのである。実際に、九州の7県等では留学生の労働時間を上限36時間に延長する戦略特区の提案をしたが、それは現在のところ認められてはいない。本来、この人材不足をどのようにしなければならないかということは総合的に捉えなければならないのであり、その中において留学生のアルバイトのことも考えられなければならない。もちろん、日本人の「働き方改革」も重要であるが、「留学生30万人計画」を策定したにもかかわらず、留学生の国内での社会生活に関して改革が行われないもおかしな話である。国全体の経済、労働人口の減少、人材の確保などの観点はもちろんのこと、その中における留学生や日本語学校卒業生を取り巻く現状と課題ということも総合的に考えて政策を行うべきであり、場当たりの物事を決めたりするのではなく、従来のルールと社会の現状を検証して見直すことを怠ってはいけないのではないか。

日本で勉強している留学生に対しても、何もアルバイトばかりを奨励するのではなく、奨学金制度の充実や安価な生活コストへの工夫、場合によっては低金利の公的な融資制度などがあってもおかしくはない。「労働力」「日本経済」という観点から総合的な考え方をするのであれば、「留学生の生活」という観点にも立った総合的な政策の実行や改革が行われてしかるべきではないかと考える。

本年度のJ a L S Aの活動としては、片方で現在あるルールや法律を守ることを奨励し、それを遵守しながら、片方では総合的な改革を求めるように運動すべきではないかと提案するものである。留学生のために何が良いのか—これを真剣に考えることが日本語学校の、そして世界における日本の地位の将来を考えることにつながるのではないだろうか。